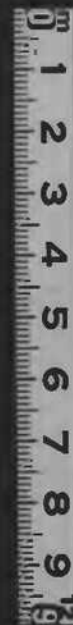
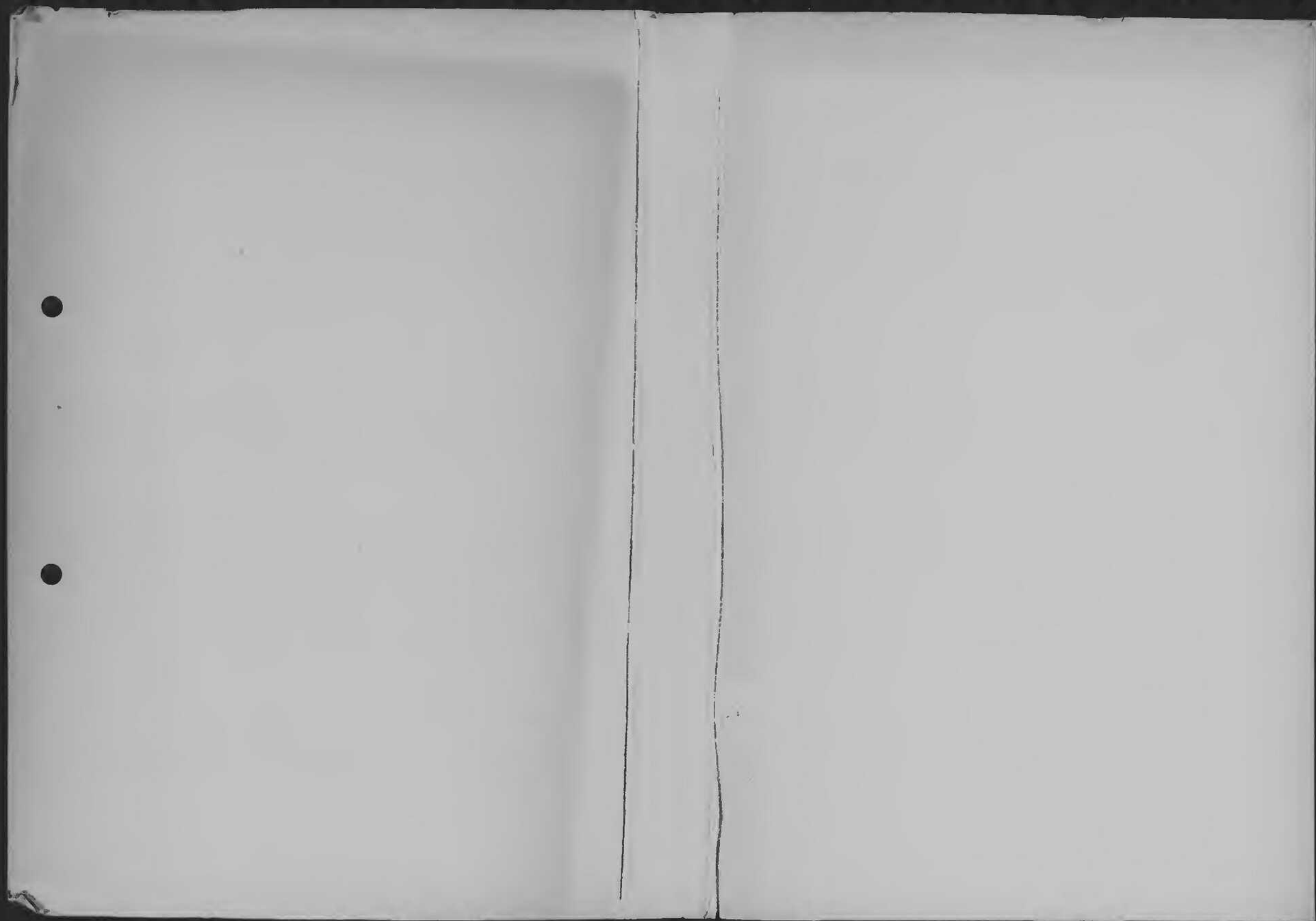


第八回公共金融分科会資料

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成16年度
排架番号	4E
	34
	81

81





第8回 経済審議会 公共金融分科会 議事次第

昭和47年12月22日

午後3時～5時

経済企画庁合同庁舎

経済企画庁特別会議室(1230号)

1 開会 分科会長

2 議事

(1) 新計画総論案 について

(2) 新計画各論-財政金融政策部分 について

(3) 新計画のフレーム について

(4) その他

(配付資料)

(1) 新計画総論案

(2) 新計画各論-財政金融政策部分

(3) 新計画のフレーム

(4) 第6.7回 議事要旨

経済企画庁

裏面白紙

新 計 画 案 (総 論)

— 47. 12. 15 —

目 次

まえがき	1
I 新計画の基本的考え方	2
1. 政策転換を必要としている基本的背景	2
(1) 国際経済社会の基調変化	2
(2) 国内経済社会の構造変化	3
(3) 国民の意識の変化	4
2. 活力ある福祉社会の実現	5
(1) 基本的考え方	5
(2) 長期的発展の方向	8
3 計画の目標とその実行	10
(1) 計画の目標と課題	10
(2) 計画のフォローアップ	11
4. 計画における新しい政策体系の骨組み	12
(1) 豊かな環境の創造	12
(2) 中とりのある安定した生活の確保	14
(3) 物価の安定	16
(4) 国際協調の推進	18
(5) 産業政策と財政金融政策	19

II. 各 論

Ⅱ 新しい経済社会発展の姿

参 考 資 料

- ・ 経済社会の長期展望
- ・ 国民選好度調査結果
- ・ N/VW推計結果

作成中

新経済社会発展計画は、昭和 45 年 5 月に閣議決定をみたが、その後 内外情勢は、同計画の想定をこえる急激な転換を示している。すなわち、国際通貨の多量な調整や世界各地における東西間の接近など、国際経済社会の基調は大きく変わつた。わが国においては、景気循環の局面を問わず国際収支の黒字基調が定着するとともに、一方で公害、環境問題が一般に深刻となり、これに伴い、経済社会のあり方に対する国民の考え方も変わってきている。

内外両面における事態の変化がこれほど急速にあらわれてこようとは、新経済社会発展計画でも早期しえなかったことである。同計画では策定後 3 年目に必要な修正を行なうこととしていたが、事態の進展は、単に補正ということではなく、新しい計画の策定を求めているといわなければならない。

このような内外経済社会の基本的条件の変化とみされ、わが国の特性を生かした経済社会をめざし、進むべき方向と新しい政策体系を明らかにすることが必要とされている。本計画は、このような要請にこたえ、国民各層に対し、国民福祉の充実と国際協調の推進を實行するための方策を明らかにしようとするものである。

もとより、わが国の経済計画は、市場経済を基調とする体制のもとで行なわれるものである。この計画は、政策の基本方向を示すとともに、民間企業や国民の活動の指針としようとするものであり、国民の理解と協力が強く期待される。

I 新計画の基本的考え方

1. 政策転換を必要としてゐる基本的背景

(1) 国際経済社会の基調変化

1970年代に入つて国際経済社会の基調は大きく変化しつゝある。わが国は、これに対応して政策のあり方をあらため、国際経済社会の発展に寄与する道を進まなければならない。

国際経済社会の基調変化の第1は、昭和46年8月の米雪政府による新経済政策の実施に端的に示されたように、IMF・ガット体制を軸とする戦後の世界経済体制が動搖をはじめ、新しい経済秩序の形成に向かつて世界が動き出したことである。国際通貨危機は、昭和46年12月の多国間平価調整に関するスミソニアン合意により暫定的解決がみられたが、なお最終的な解決に至つておらず、新しい国際貿易通貨体制が模索されつつある段階にある。このような一連の動きには、正しく日本の急速な経済力の拡大と、米国経済の地位の動搖といった国際経済バランスの変化がその根底に流れている。とくに近年わが国の国際的地位の向上は著しく、わが国経済の動向は世界経済へ大きな影響を与えに至つてゐる。その意味で、わが国がこれまでのようなややもすれば受動的であつた立場から脱却し、諸外国との相互理解を深め、長期的視点から世界経済の安定的発展に寄与することが、わが国自身のためにも要請される。

第2は、中国の国連加盟、日中国交回復、欧州を舞台とした平和外交の進展など東西間の緊張緩和と経済・文化をはじめとした東西交流の活発化である。また、ソ連・東欧諸国の経済も発展を続けており、このような情勢に対応してわが国の政策もこれまでより広い国際的視野から再検討する必要がある。

第3は、先進国の経済援助、発展途上国の努力にもかかわらず南北間格差が依然縮小をみせていないことである。とくに人口・食糧問題が多くの発展途上国において懸念され、これを放置すれば、人類社会全体の調和ある発展にどう問題となるおそれがある。したがつて今後は、世界的規模における食料の追放に寄与するといふ見地から発展途上国の要請を反映した対外政策の展開が求められてゐる。

(2) 国内経済社会の構造変化

戦後四半世紀の間、わが国経済は急速な発展を続けてきたが、この過程において経済自立が達成され、完全雇用もほぼ実現されてからは、均衡がとれ充実した経済社会の発展が重視されるようになってきた。とくにノタフの年代に入ってから、以下のような政策の転換と制度機構の改変を必要とする諸条件が表面化してきた。

その第1は、豊かさの偏在など各種の不均衡が表面化してきたことである。高度経済成長の結果、わが国の経済力は自由世界第2位の規模に達することとなったが、反面、資源配分の面では、民間資本の充実にくらべ住宅・生活環境整備の立ち遅れにみられる社会資本ストックの不足、著しい産業間の格差、また所得・資産の分配面においては社会保障の遅れ、物価、地価上昇等解決を要する問題が残されている。

第2は、生産、消費の大規模化が進み、それらの及ぼす影響の範囲が広まり、高度経済社会の弊害が拡大したことである。大気や水や土壌の汚染、廃棄物の累増、光化学スモッグのような新公害の発生など公害は激化しつつあり、また無秩序な開発による自然破壊が進んでいる。

第3は、経済社会活動の規模の大型化に伴い、環境、資源等の限界が問題になってきていることである。とくに大都市地域においては、土地需要が集中し、水の供給が次第に困難となるとともに、エネルギーをはじめとする天然資源供給の世界的な有限性問題となりつつある。また、経済社会活動の大型化は、自然環境全体によっても制約を受けるようになってきている。

これらの諸問題は、地域構造の面からみれば、これまでの経済成長の過程において、東京、大阪を中心とした太平洋ベルト地帯へ経済活動が急速に集積したことによってもたらされた産業・人口の地域的集中によりに由来するところが大い。このような経済活動の集積のメカニズムをあらため、環境の保全と調和ある土地利用に努めながら、国土を有効に利用しようとする国土空間の再構成を進めることが強く要請されている。

同時に、資源配分のあり方についても、これまでの高度成長を支えてきた生産・輸出優先の配分をあらため、以上の諸問題を解決するよう、均衡のとれたもの

(3)

に転換することが要請される。

(3) 国民の意識の変化

本計画策定作業の一環として実施した国民選好度調査結果によれば、これまでの経済成長により、所得が増加し生活水準も向上したことを反映して、国民の過半数が現在の生活を一応評価している。しかし、社会資本、社会保障の現状について是不満足とする者が多く、とくに、老後の不安、税負担の不公平感、医療サービスの不足等は国民の不満を強めているが、さらに就学のやりがい、教育機会の拡充などにも国民の関心が高まっている。これらは、かつては国民の一部に内在していた問題意識が、政策的対応のおくれもあって広く国民的要求としてあらわれたものであり、このような国民の要望にこたえうるような政策の転換が必要である。

このような国民意識の変化の第1として、所得水準の上昇に伴い、国民の意識が多様化し高度化しつつあることがあげられる。住宅生活環境の改善をはじめ、豊かな自然環境、自由時間の増大、豊饒で多様な商品購買の機会、あるいは教育・文化・スポーツ等の充実など生活の場においてゆとりをもちたいという欲求が強くなっている。また、これに加えて、職場、社会、文化面など国民生活の広い分野において、みずから積極的に参加して、生活内容の向上、働きがい、生きがいなどを求めようとする国民の参加への欲求も強まりつつある。

また第2は、生活の安定と社会的公正の欲求があらわれてきていることである。老令、傷病等に対する社会的対策が不十分なままにとどまっていることは、自由世界第2の経済力と対比して、著しいアンバランスとして国民の意識にうつることとなった。これはさらに、国民の一部が占めている地価上昇の利益に対する反発や租税負担のあり方に対する関心の高まりなどとあいまって、社会的公正の実現に対する国民的要求となっている。

第3には、安全の欲求が高まっていることとがあげられる。公害の激化、交通事故の多発、欠陥、有害商品の続出、労働災害の大型化や新しい職業病の発生、さらに防災体制の不備による災害の増大などは、その直接の被害者のみならず、広く国民全般にとって、経済社会のあり方を問い直す契機となっている。

2. 活力ある福祉社会の実現

(1) 基本的考え方

上述のような政策転換を必要としている基本的背景を正しく認識し、わが国経済社会の望ましい発展方向をみさだめするためには、これまでの発展を支えてきたわが国経済社会の潜在的成長力と活力をあらためて評価しなおすことが重要である。

戦後半世紀にわたる日本経済の発展は、高い教育水準に支えられた豊富な労働力、高い貯蓄率、積極的な技術導入による急速な技術進歩などによって支えられてきたが、国民の勤労さとすぐれた適応能力、旺盛な企業家精神によってはいて可能であった。われわれは、戦後の荒廃から今日の繁栄を築きあげたことを高く評価しなければならぬ。それとともに、戦後の高度成長および明治百年の近代化を支えてきた既存の経済社会のあり方が、一方では前章で述べた諸問題を発生させ、政策の方向転換を迫っていることを考へるとき、諸問題の根本的解決のためには、わが国経済社会に培われている潜在的成長力と活力を生かしつつ、既存の経済社会に内在する制度、ルールを全般にわたって見直し、新しい時代にかかわしいものにつくりかえていくことが必要である。

そのため、第1には、今後の経済活動がわが国の自然環境と調和を保ち社会全般のなかにおいて適切な位置を占めるとともに、限られた資源を浪費しないようにすることが重要である。今後ともわが国経済は技術革新や情報化を軸として発展を続けるであろうが、経済活動のあり方については、これまでのような私的利潤を重視し、狭義の経済効率を追求したもののから、公害の防除、自然と環境の保全、無秩序な大都市集中の防止などを前提としたものに改める必要がある。このように経済活動が自然と社会一般に与える広範な影響については、十分配慮が行なわれるよう、経済社会において守られるべき各種の基準及び費用分担の原則を明らかにしなければならぬ。

第2には、社会的公正を尊重することである。国民の意識構造の変化に対応しつつ豊かな偏在など各種の不均衡を是正していくためには、所得・資産分配の公平化、教育雇用等の機会の均等化を進め、生命を尊重し、健康・安全を確保するとともに、また、政府・民間を通じ資源配分がこれらの分野に重点的に行なわ

れることか必要である。

第3は、地域社会の問題に関し、地域住民の意識をいかに効果的に汲みあげ、経済社会の発展に生かすかの問題である。経済社会の発展のためには、これにみあった地域の開発が必要である。地域開発のプロジェクトを環境と調和しつつ地域社会にふさわしいものとするため、これによって適接影響を受ける地域住民の便益を当該プロジェクトの企画と運営に反映する方法を確立する必要がある。また地域の生活に密着している文化・厚生・スポーツなどの施設や街づくりなどに地域の独自性が生かされることも必要であろう。地域社会がこのように地域の意識を反映し、それぞれ独自性をもって発展するよう、新しい経済社会の形成にあたりとくに留意しなければならぬ。

第4に、自由世界第2位の経済力をもつにいたったわが国が、その国際的地位にふさわしく、人類の調和と発展への寄与をめざした新しい国際協調の道を進むことは、新しい経済社会の形成にあたって不可欠である。

このような4つの原則に基づいて経済社会の新しい制度・規範がつくられるとともに、これらがルールとして遵守され、また適正な資源配分が行なわれるときはじめて国民福祉に結びついた経済社会の発展パターンが生まれる

しかし、このことは、われわれが停滞した経済社会を志向していることを意味するものではない。わが国の経済社会に培われた潜在的な成長力と活力がこのような国民福祉の充実と国際協調の推進をめざした活力ある福祉社会の形成のために発揮されることを期待するものである。

このような経済社会をめざし、政府、企業、個人の各主体は、次のような新しい役割と機能をもたねばならぬ。

① 政 府

政府としては、わが国経済社会の将来ビジョンを明らかにするとともに、第1に民間の経済社会活動の新しいルール、とくに土地、水、大気等の社会資源の利用や公衆防除に関する基準を含む一時的ルールを明確にすること、第2に公共的に供給すべき財・サービスの範囲を明確化し、それを公正かつ効率的に供給管理運営する方式を確立すること、第3に国民の意識構造の変化に対応してそれを汲み上げうるような制度・機構をつくること、また、第4に

人々の自由な創意の發揮が最大限に可能となるように、人間の知的活動に対する投資を拡大し、科学技術、教育、文化などに対する資源配分を思い切って増大させることが必要である。

② 企 業

企業活動は、福祉社会を支える経済的な基盤である。政府が国民の合意のもとに設定する新しいビジョンと社会的ルールに基づいて、自発的な創造力と積極的な企業家精神を發揮することは、今後の企業活動にとって基本的に重要である。その際、産業活動は、資源や環境の有限性に配慮しつつ、国民福祉の充実に専与し、国際経済社会と調和したものに積極的に移行することおよびそのための技術、研究開発を推進することが要請される。

③ 個 人

国民一人一人が個人の特性に応じて創造性を發揮し、社会的連帯とみずからの責任意識に基づいて、新しい経済社会の形成に参加することが期待される。

以上4つの原則と政府、企業、個人の新しい役割は相互に無関係ではなく、いずれも新しい経済社会の形成に欠くことのできないものである。

公害はなく、自然環境が豊かに保たれ、また社会保障も充実し、国民の生活に安定とゆとりを約束するとともに、国際社会と協調しつつ長期的に発展を続ける経済社会は、活力ある経済活動と国民の努力によってはじめて実現可能である。このような経済社会をわれわれは活力ある福祉社会と呼ぶ。

しかし、活力ある福祉社会は短期間のうちに簡単に実現するものではない。産業構造の転換、全国的に均衡のとれた国土利用の実現、公害の防除と望ましい環境目標の達成のどれをとっても長期かつ総合的、計画的な政策努力の積み重ねを必要とし、また、国民各層の利害の対立を国民多数の立場に立って総合的に調整し、負担と受益の関係についても国民の合意を得ていく必要がある。この意味で、われわれは、現在重大な選択と決意と実行を迫られているものといえる。

(7)

(2) 長期的発展の方向

活力ある福祉社会をめざして政策取換を固るためには、諸情勢の急激な動きをみきわめるとともに、長期的な展望にたつてわが国経済社会の将来の姿を描かなければならない。

長期的な将来を見通すことはいっの時代でも困難であるが、わが国経済社会の針路とする長期ビジョンを描き、着実にその実現を固つていく必要がある。そのため、以下に昭和50～55年頃までのわが国経済社会の長期的発展の方向を提示する。

その際、もしわが国が従来の生産、輸出優先の政策運営を踏襲し、既存の制度・機構を長期にわたって温存するとすれば、従来以上の環境悪化をもたらし、所得・資産分配面の不公平は未解決のまま残されよう。また、国際社会において層層をひきおこすおそれもある。あるいはまた、所得再分配政策や公害対策を押し進めるにあつて、これに関連する制度・機構の改革をあまりに極端かつ性急に行なうと、産業活動の停滞により失業が増大するほか、国際競争力が損なわれ、国民福祉の充実に必要な資源も不足し、全体として活力に乏しい停滞社会に移行するおそれがある。

以上のような行き方ではなく、活力ある福祉社会への道を追求することが必要であり、次のとおり長期ビジョンを描くことが可能であらう。

① わが国の経済成長率は、昭和45～55年に7%前後、昭和55～65年で6%前後に保たれるとみこまれ、この結果わが国の1人当たりGDPは昭和60～65年頃には6000ドル前後に達することとならう。

② また、この間住宅政策や社会保障の充実が着実に進められれば、国民生活の内容は格段と向上することとならう。また、これに伴い、貯蓄率も次第に低下することとなり、GDPに占める個人消費支出の割合は、現在の約50%から60%程度にまで高まり、現在の西欧諸国の水準に達すると思われる。これは安定した成長率実現の要因の一つとなるとともに、国民に豊かな消費生活を約束することにならう。

③ 一方、所得・消費水準の向上に伴い、国民の意識も豊かな人間性が発揮されるゆえりのある充実した生活をこれまでに以上を求めるようにならう。労働時間

(8)

も大端に思慮されよう。また、今後わが国人口の花夕化が近み 昭和60～65
年には75～80オオ命社会が出現すると思われ、社会保障政策 産所
政策などこれに対する政策を充実することが必要である。

④ また、昭和60年には健康、生活環境をそこなわない環境水準を回復するこ
とが可能と思われるが、この目標を達成すべくすみやかに達成するため、公害
防除対策を充実、推進する必要がある。また、国土空間の整備のための基礎
的條件の整備を積極的に推進することなどによって、昭和60～65年頃には整
かな環境づくりにわたってすすめられることとなる。

⑤ 以上のような国民福祉の充実には費用の増加が不可避であるが、それを支え
る社会的運搬が確立される必要がある。

⑥ 従来のような導入技術に依存する技術進歩にかわって、自主的な技術開発の
重要性が一段と高まる。また生産企業の技術開発のみならず、環境保全、都
市・住宅開発、医療、教育等の新しい分野における技術開発が必要となる。産
業活動は、公害の防止、クローズドシステム技術の開発導入により、環境を汚
染せず、資源の再利用が可能で分が拡大するとともに、能力を維持しつづ
地成社会、国際社会との調和を重視したものであることが可能となる。

⑦ かが国輸出の国際貿易に占めるシェアは、ある程度高まると思われ、我が国の
経済社会全般にわたって国際化は一層進展しよう。経済力、文化、人的交流
を拡大せざることに、国際収支の均衡を図るなど、良質な国際関係の確立を
めざさなければならない。

述べある福祉社会は、以上のような長期的努力の積重ねによって建設されるもの
であるが、本計画は、そうした長期的プロセスの初期を担うものであり、政策転
換にあたってはきわめて重要な位置をしめるものといえる。

3 計画の目標とその実行

ウ 計画の目標

この計画は ① 国民福祉の充実と ② 国際協調の推進、の同時達成を図り、活動力ある福祉社会を實現するための長期的方針とスの中で、昭和メロ年年度から二年度までの最初の5年間に對ける政策運営の基本方針を提示する。

この計画では ① 豊かな環境の創造 ② 住むべきのあり安んじた生活の確保 ③ 物価の安定、④ 国際協調の推進、の4つの目標を総合的に達成することと目標としていくか、そのためには、修正するより政策体系を強化に推進していく必要がある。この場合、これらの諸目標を適正な経済成長とクイナミックス産業発展によつて實現するため、適切な産業政策および財政金融政策の推進と必要の制度・機構の改正を同力とし計画の課題でなければならぬ。

この計画では新しい経済社会形成のための基本的前提およびその實現をめざした政策体系の方針づけに意を用い、必ずしも部門ごとに網羅的な計画をつくることをしなかつた。しかし重点となる個別政策については、可能なかぎり具体的な政策内容とその実施時期を明らかにした。

また、計画策定時には政策の具体的な内容および実施時期を示さなかつた重要な課題については、一定期間の調査検討を経てこれを具體化するよう、そのスケジュールを明示することとした。

とくに、次の課題については、国民福祉の充実と国際協調の推進に重要なかわりありがあり、また政策転換に際しての基本的条件であるので、計画の前中期において重点的な政策努力を傾けることとし、早急に実施ある政策の實施に着手することとする。

- ① 公営は人の生命、健康および生活環境に深刻な影響を及ぼしつつあるので、基礎的調査、技術開発あるいは企業経営面における諸問題を解決しつつ、政府民間が一体となって技術の研すかき、最大限の公害防除に努める。
- ② 地価高騰の防止は、豊かな環境を創造し、また、社会的公正を確保するため基礎条件となるものであるから、既得権、私有財産制との関係についても両検討を加え、地価安定対策を強化に推進する。
- ③ 対外的均衡の達成は、国際協調を推進するに不可欠であるから、国民福祉を

実のための諸課題を著実に実現する上、めいめい基礎条件としなすものであるから、
物価の安定および円滑な差金融通の確保に留意しながら、早期達成をめざして
強力に推進する。

4 老人・心身障害者等の安定した生活を保障すること、社会公正の基盤で
ある、負担と給付の関係を明らかにしつつ、社会保障の積極的な充実を図る。

また、計画期間中の主要な目標水準は、いづれ整備水準は付表のとおりである。

表	(略)
---	-----

(2) 計画のフォローアップ

この計画が国民に理解され、計画としての機能を発揮するためには、計画のフ
ォローアップ体制の確立が必要である。当面する内外諸情勢の急速な転換を考え
ると、現実の経済社会の動きには不確定な要素が多い。今後、わが国の経済社会
の現状の動き、計画の進捗と大きく乖離する場合、その要因が外的要因の
変化によるものか、予測の違ひによるものか、あるいは計画で提示した政策の実
行が立ち遅れたことによるものかを明らかにすることが必要である。そのため、総
府省議会が毎年フォローアップを行い、その結果を年次報告のかたちで公表する
とともに、毎年の経済運営に反映し、よりよい体制を整え、よりよい計画の改
定を行なうものとする。

4. 計画における新しい政策体系の骨組み

(1) 豊かな環境の創造

これまでの経済成長の過程で、産業基盤の優先的整備や中核管理機能の集積等がいわゆる太平洋ベルト地帯を中心にすすみ、これにともなう人口、経済社会諸活動も著しく集中するにいたっている。とくに東京、大阪等の大都市地域においては、土地、水の供給が困難になりつつあり、また自然環境も悪化している。さらに、これらの地域における環境保全を重視して行なわれた経済活動の拡大は、生活環境の整備の遅れと相まじり、環境汚染の増大、緑地等オアシススペースの減少、住宅整備の遅れ、交通混雑の慢性化等高度経済社会の弊害を顕化させている。

反面、人口の流出により過疎化が進み、基礎的生活条件も満たされない地域が多々みられるにいたっている。

今後わが国が活力ある福祉社会を建設していくためには、このような国土利用の偏在を改め、国土全域の均衡ある発展を圖っていくかなければならない。

またこれとあわせて公害の防除と自然環境の保全を積極的にすすめ、全国土にわたって自然と人間社会との調和を保つことが、国民が今後長年にわたって安全かつ健康で豊かな生活を確保するために基本的に重要である。

そのため第一に、公害防除、大都市における集積利益の還元等に関する基準を明確化して、経済活動が社会的にみて合理的に行なわれるようなルールを設定し、それを通じて集中のメカニズムの転換を図り、経済活動の適切な地域配置をすすめることが必要である。

次に、全国的土地利用計画をふまえて、土地利用規制を定めた集中抑制策を講ずるとともに、国土空間再構成の基礎的条件となる全国交通・通信ネットワークを整備し、工業再配置の円滑化、中核管理機能の分散等に努めよう。また地方都市、農村地域においては社会資本等のための整備を行ない、教育・文化等を含めた都市機能を充実するとともに、農村環境の整備を進め、国土の均衡ある発展を図る。

しかし、都市化の進展や中核管理機能の人口吸引力、土地移転に伴う諸困難を考慮すれば、長年にわたって築き上げられた大都市集中メカニズムの転換は必ずしも容易でなく、将来の地域構造に関する総合的展望とこれに基づいた上記増

置の計画的実行が必要であり、このためには長期の経過期間と多大の予算とない努力の積重ねを要しよう。その際、とくに国土空間の再編成という雄大な構想を円滑にすすめるためにも、土地利用規制、税制等、あらゆる方策を講じて地価高騰の防止にまなず着目し、更にその効果に十分にあつかわれらるまで政策努力を逐次積み重ねてゆくことが必要である。

オ3に、公害問題の解決は、長期的観点に立つて計画的に推進する必要があるので、この計画では昭和60年を目途とする目標を設定し、直接的に中間接的にも健康、生活環境をそこなわぬ環境水準の回復をめざし、環境管理のためのシステムの拡充と規制の強化を図る。同時に公害問題の緊急性にかんがみ、技術開発、公害防除投資あるいは燃料対策等現在可能な限界まで最大限の努力を行ふことを前提とし計画期間中に達成すべき中間目標を定め、政府、民間それぞれ役割りに基きその実施を期することとする。

とくに、いわゆる三大汚染地域等の既汚染地域については、公害防止計画の策定を促進することにも、必要にふじその見直しを行ない、公害を発生する旧式生産設備のスクラップ・ダウンを徹底推進し、十全の公害防除施設を設置するなど、徹底して公害の発生を抑制する措置を講じていく。これによって、これらの地域における大気汚染については、計画期間中に大幅な改善を期する。水質汚濁についても工場排水規制の強化、下水道の投資の拡大を通じ、最大限の努力を行なう。また、前記南巻地域においては、自然の許容する限界に十分配慮しつつ、南巻のいかなる段階においても良好な環境を保全するよう万全の措置を講ずる。

オ4に、経済社会活動と自然の調和を図ることが重要である。このため都市、工場周辺の緑地帯の整備、国土の緑化、森林資源の培養等とすすめるとともに今後の地域開発に当たっても自然環境の保全に十分配慮を行なうことが必要である。

(2) ゆとりのある安定した生活の確保

これまでの高度経済成長の結果、わが国は所得、消費水準の大幅な向上を実現するとともに、完全雇用へも大きく近づき、さらに教育や医療など国民生活の基礎的分野についても一応の成果を達成することとなった。しかしながら、老人、心身障害者の生活不安や住宅整備の遅れなど、国民生活に残されている問題は大きい。また、国民の欲求の多様化、高度化など新たな情勢に匹じて、教育、医療も含めた広い分野において、従来以上に積極的な政策対応が要請されるようになっている。今後は、全国民のゆとりのある安定した生活の確保を最優先課題の一つとし、必要な政策を強力に推進するが、その基礎として、社会保障の充実、住宅、生活環境の改善、休暇・休日制の普及と自由時間の充実、教育の改善、労働者福祉の向上および子育ての安定率に積極的に取り組むこととする。

① 社会保障の充実を図るためには、オノに、望ましい年金の給付水準を早急に実現する必要がある。厚生年金については、その平均標準報酬に対する割合を高めるとともに、スライド制を含めた実質的改善を加え、また、拠出制国民年金についても、これにみあった改善を行なう。老齢福祉年金については、その受給者が現在の老齢年金受給者の大半を占めていることにかんがみ、可能な限りその改善を図る。

オノに、ねたより老人、重度の心身障害者等で施設において適切な処遇を必要としてくる人々には、その全費収容を目標として計画的に整備をすすめたこの間任中、コミュニケーションの充実に回る。

オノには、合理的、近代的な医療制度を整備して多様な高度化、する国民の要請にこたえぬとともに、とくに老人、難病者等を中心に医療負担率について優遇措置を講ずる。また、難病に対する研究開発を促進する。

また、これらが必要をすすめるために必要な要員についても、その養成確保について格段の努力を行なう。

以上のような社会保障の充実のためには社会的連帯感の確立が不可欠である。国民相互の間に、みずからの危殆にそなえぬをけでなく、負担をゆからあう姿勢が行きわたることが必要であり、また、政府は国民の欲求をくみあげつつ政策のプログラムを国民に提示し、国民はそれに必要な負担を承諾する、という、政

(44)

府国民間の相互信頼の体制が整備されなければならない。

この計画においては、社会保険充実の目標を定めるに付、かかる計画画期間中でできるだけ早い時期に社会保険に關する諸施策の長期計画を策定する必要がある。

② 住宅については、適正な通勤圏内に安当な住宅費負担で、人ノ望の居住水準と快適な居住環境を実現することを目標として、地価の安定、工業生産住宅の普及による建築費の低減、住宅金融の充実等、基礎的な条件を早急に整備するとともに、みずからの力では適正な住宅を確保できない層や、老人、心身障害者等に対する住宅を充足するにめきつつ、公的住宅の供給に努める。

また、住宅事情の立廻りの激甚の原因である地価高騰は、基本的には土地需給の不均衡と、これに伴う投機に起因しているので、土地政策とあわせて、今後公的機関による宅地供給の積極的な増大を回ることとする。

さらに民間の住宅建設増大の傾向等にかんがみ、今後は、民間部門の有効活用の一層の積極化を図る。このため住宅供給の方式、公的補助の方法等について、民間住宅建設を推進する方向で、長期的視点から具体的な施策を検討する。

③ ノタヤの年代早期には、完全週休二日制、週々の時間労働制が全産業界に一般化していき、これが、政府は国民各層の協力を得て、これを定ざるだけ早く達成するよう努力するものとし、計画期間中週休二日制が一般化することを目標としてその推進を図る。この目標で、3年以内には民間部門の半ば以上に週休二日制を普及させ、その段階で官公庁についても週休二日制を導入することに努める。

④ 以上のような自由時間の増大にあわせて、これを人間性充実にあてよう余暇・生活環境の整備が図られなければならない。その一つとして、今後10年程度の間に全国の市町村にスポーツ施設をいきわたらせるよう、長期構想のもとに具体化を図る。これはまた、人間性発揮の場としてのコミュニティー形成の前身となることか期待される。同時に、文化・レクリエーション施設の充実、公園等生活環境の整備、その他余暇娯楽の充実等に努めても、秘蔵の努力を払う。

⑤ やりりのある安定した生活の確保には、国民の一人一人がその能力を最大限に発揮し、英知と創造力を傾けて主体的に行動しつゝる条件が必要である。この

(5)

ためには、自主的・創造的な人間形成のための教育の充実が不可欠であり、学校教育の改善をはじめ、広く社会、職場、家庭におけるさまざまな教育機会が生産にわたって体系的に確保されるような方を漸進することとする。

また、国民がみずから働きがいのある職場を求め、その能力の伸長を促進しようとする。職場生活を通じて能力を開発・伸長し、より教育訓練体制の確立を促すとともに、年金受給開始年齢等を考慮して、定年制の延長に努め、また安全で良好な雇用機会が十分に提供されるよう、労働環境の改善を図ることとする。

⑥ さらに、国民の消費者としての立場が最大限に尊重されるような条件を確立すため、政府の施策を全般にわたって消費者利益の増進に寄与するよう方向づけ、商品・サービスの確保、消費者の選択機会の拡大等を図ることとする。

また、企業は消費者の利益を擁護するよう、経営姿勢を強化する必要がある。それが企業にとっても、わが国経済にとっても、発展の基礎となることが認識されるべきである。同時に、消費者の自主的経済活動が消費生活の向上にとって基本的なものであるので、政府としても消費者教育、情報の提供等、そのための基本的条件を整備する。

(3) 物価の安定

- ① 物価の安定は、均衡のある経済発展と、国民生活の安定と向上にとって基本的に重要な課題である。しかし公害防除等国民福祉充実のための施策の推進に伴って必要となる費用の増大が、可能な限りの抑制と歩み、十分な競争条件を前提としてある程度の物価上昇圧力をもたらすほか、労働需給のひっ迫、経済成長パターンの変化、海外インフレーションの影響などの物価上昇要因が今後、より予想されるので、総需要の調整、構造改革の推進、競争条件の整備等に万全の努力を払うことが必要である。このため、金融政策・マクロ的政策運営にあたっては、卸売物価の動向に配慮し、これが加害的な上昇を示さず、概ね安定的に推移するよう努め、もって物価安定の基礎を維持することとする。
- ② 国民生活の面からみれば、より直接的な問題は消費者物価の安定である。今後計画期間内においては、消費者物価の上昇率を年平均約(4%)台にとどめることを目標として最大限の政策努力を傾ける。このため、流通部門の合理化

農業、中小企業等のコスト引下げなど従来の生産性格差の是正をめざした資源配分をすすめるとともに、輸入政策の活用、産業保護制度の必要な改良等も推進することによって、消費者物価の上昇を抑制し、消費者物価が物価を大きく乖離して上昇することのないよう努める。

また、公共料金については、当面、国民生活の安定の観点から事業の合理化等によりこれをできる限り抑制する方針でのぞむが、長期にわたっていたずらにこれを抑制することは価値体系、インバフタを生じさせ、ひいてはきつめのサービスの円滑な供給が阻害されるおそれもある。したがって、より基本的な観点から、政府の供給ないし関与すべき財・サービスの範囲、財・サービスの価格に對應した供給と利用のあり方、受益と負担の關係について調査し、今後3年以内に、このような財・サービス供給システムについて、新しい原則とそれに基づいた価格のあり方を確立するよう検討することとする。

物価安定のための政策の効果は、鋭敏する利害關係によつてかなりの制約を受けやすいので、政府は国民の理解と協力を求めるよう積極的に努めるとともに、みずから物価安定に對する積極的姿勢を明確に示さなければならぬ。このため、物価急騰時においては、上記の施策に加えて、高騰品目について輸入枠の拡大、関税の減免制度の活用を行なうとともに、必要に応じ公共料金、生活必需品に關する施策等、できる限りの物価安定のための緊急措置をとることとする。

また、消費者物価上昇の影響を受けやすい老人等低額の固定的收入に依存する層に對しては、救済措置を整備することとする。

(4) 国際協調の推進

戦後飛躍的な発展をとげたわが国は、今や国際経済社会の動向に与える影響の大きさを考慮せざるを得ず、政策選択をなさねばならぬに至っている。このため、わが国としては、世界経済の変化とを伴うとする受動的立場から脱却し、自由貿易主義の維持、国際通貨制度の安定、経済協力の推進等に努め、世界経済の安定的発展に寄与していくことが必要である。こうした協調のたりの努力は、貿易立国の立場をとらざるを得ないわが国としては、その長期的な発展のためにも要請されているといえよう。

しかし、同時にわが国としては、最近における米国のドルの地位の動揺とこれに伴う国際的バランスの変化等の動向に因り、それぞれの国の事情について理解を深めつつある各国に対して態度ある経済発展と保護貿易主義の徹底等世界経済の安定的拡大への協力を強く要請していかねばならぬ。

以上のようない理念に立って国際協調を推進していくためには、第1に対外均衡を約3年以内に達成することが必要である。そのためには最近におけるわが国経済の国際競争力の強化と国際収支の大幅な悪化の暴増にふんがみ、いくつもの国内の障壁を乗り越え、関税引下げ、貿易資本の自由化の推進、輸出入の適正化、海外投資の拡大等、わが国経済の国際化を促進することが急務である。また、公的防除の徹底と社会保険、社会資本の充実、週休二日制の普及など国内福祉政策を推進することは国際収支の均衡にも寄与することとなる。さらに、日本経済の国際化を推進するといふ考え方に立って、国際的に調和のとれた産業構造への転換を図るための諸政策を積極的に進めていくことが基本的な課題である。

このようには、輸入の拡大、輸出の適正化、構造政策の推進等財政金融貿易政策の適切な運用により、わが国の基礎収支の均衡を図るよう、最大限の努力を傾ける。この際自由貿易主義の原則から多国籍ベースにおける内衡の確保が目標であることはいうまでもない。

国際協調の推進のための重点施策としては、経済協力の推進である。わが国の経済力の拡大に伴い、南北間格差是正に努めるわが国の積極的協力の要請が強く出ている。このため政府開発援助を国民総生産の0.7%にするという国際的目標を定めて、早期に達成するよう最善の努力を払うこととする。経済協力の実施

に当っては、援助条件の緩和に配慮しつつ、インフラストラクチャーの充実や技術
援助の拡大に重点を置き、環境の保全に努めるとともに、とくに諸国際機関
との密接な連携を促す多角的な援助の拡大を図るなど、発展途上国の自主的な開発
に寄与することを基本とする。

同時に、わが国にとって経済協力は今後ますます増大すると見込まれるので、
発展途上国の実態に即した経済協力が行なえるよう、長期的ビジョンに基づき、効果
的に経済協力を推進しうるような態勢を整備する。

(5) 産業政策と財政金融政策

(a) 新しい産業政策の役割

① 従来わが国は、重化学工業を中心として産業構造の高度化を達成し、国際
競争力も著しく強化された。

しかし、わが国産業をとりよる環境は前述したように大きく変
化しており、今後はこのような変化に積極的に対応し、国民福祉の充実と国際
協調の推進を支える新しい産業発展パターンが追求されなければならない。

すなわち、わが国産業としては、週休二日制を含む労働時間の短縮と定年延
長、福祉コストの負担、各種商品安全化、消費者主権の尊重、技術の事前評
価の実施等、国民福祉上の諸要請と産業活動の調和を図ることがこれからの
基本的課題となる。さらにこれからの消費構造の変化や情報化の先行さを契
機として、以上の諸問題を着実に解決しながら、その内在する活力を生かして、
長期にわたって創造的発展への努力を積み重ね、望ましい産業構造と地域構
造を築き上げていくことが必要である。

このようにして産業に課せられたい問題は多いが、これまで発展をとげてき
たわが国産業の活力からみれば、これらの問題を克服するもの決して困難
ではないと考えられる。

同時に産業政策のあり方もマーケットメカニズムを基本としつつ、従来の
産業優先政策を再考するとともに、公害防止の徹底など社会的要請を考慮
することが必要である。

新しい産業政策の展開の方向は、企業活動が環境条件と調和し、公害を未

然に防止し、また、国際的標準を引起こさずに行なわれるような原則を確立することとである。

①は、これからの産業構造と地域構造のビジョンを描くとともに、技術研究開発の促進、公害防除安全対策の推進、資源エネルギーの安定供給の確保、雇用振換を含む産業調整の推進、工業振興のための誘導、中小企業に与える措置など、とくに政府の対策を必要とするものに助成政策の範囲に限定し、創業的、産業政策の推進を図ることである。

このより新しい産業政策をこまごま、創造性にあふれた企業家精神が發揮される、自由で公正な競争を確保しつつ、活力に満ちた産業活動が展開されることによつて、我が国の産業構造は、長期にあたり環境を汚染せず資源再利用可能な産業活動と密接な自主技術に支えられ、知識集約型に次第に転換していくものとみられる。

② 中小企業政策

我が国産業を取りまく環境変化は、中小企業に厳しい試練を課するものであり、同時に、これに柔軟に対処する中小企業にとっては、新しい可能性と活躍の場を広げる機会となり得る。こうした観点に立ってこれからの中小企業政策は、中小企業者のみかかるとなる変化への適応を容易ならしめるような施策を講ずることが必要である。とくに知識集約性を基軸として構造改善事業、歩調調整、流通の合理化、工場の新設配置、公害防除のための設備等を強力に推進する。

③ 農林漁業政策

農林漁業に、それは、食料をはじめとする一次産品の安定かつ効率的な供給を行なうという役割が基本的に重要であり、このため、この年代の近代化の進展を阻害し、高効率な農林漁業の展開を図る。同時に、これからの新福祉社会においては、自然環境を利用する産業として自然環境の保全増進に資することが必要とされる。また、急激に農村を建設するたぐい農村地域において、計画的に工業を導入することにより、立ち遅れている農山村の生活環境の整備を推進し、健全な地域社会としての農山村の維持発展に寄与するよう考慮する。

(4) 資源・エネルギー政策

1970年代に於いてわが国の資源・エネルギー政策が大きく転換する必要に迫られていた。各国の資源・エネルギー消費の急増と資源保有国のナショナリズムの高まりは、世界的規模における資源・エネルギー問題をめぐる危機感の増大を招き、わが国においても公害問題の深刻化に伴い、使用エネルギーの無公害化が重要な課題となっていた。このため、産業構造の知識集約化による省資源・省エネルギー化を推進するとともに、国際協調理念に則った資源確保自国に対する資源開発の促進、資源の環境配慮の推進、および安定輸送の保持等資源・エネルギーの安定確保に努める。また、エネルギー価格体系を含む規制制度については、公害防除、環境整備に要する費用をおり込むなど必要な検討を行なう。同時に将来の電力供給を確保するため、電力生産に伴う公害を防止し、安全性の確保を図るとともに、地域社会との調和を保ちつつ電源立地地域の環境整備を積極的に行なう。し、電源立地の円滑化を図る。

(5) 経済社会の要請にこたえる科学技術政策

科学技術政策は、産業発展のみならず、環境保全、社会開発等の問題を解決し、国民福祉を充実しつつ国際社会と協調していくためのものとして、基本的な政策分野であり、活力ある福祉社会を実現する基盤として、今後の科学技術政策を次のような視点に立って展開することとする。

① 1. 科学技術が経済社会に広く浸透していく過程で、予想しにくい影響が顕在化してきているので、技術の事前評価などにより科学技術が人間社会の向上に役立てるよう努めていく。

② 2. 医療、災害防止、都市開発等国民生活に密着した社会需要に因循する技術の研究開発を重点として積極的に進める。とくに、その飛躍的發展を可能とする生命に関する科学技術および基礎的、基盤的科学技術等の振興を図る。

③ 3. 研究開発の新筆化を図るため、長期的視点に立った科学技術に関

する総合的な計画を策定する。さらに政府は、研究学園都市の建設の促進等、研究環境の整備にも十分配慮する。

第4に、発展途上国に対する協力、先進国との交流、全地球的課題への所力など、科学技術の国際協力を一層重視していく。

6) 財政政策の方向

すでに述べた福祉社会の建設にあたり、財政政策は、これまごのあり方を基本的に見直し、新しい財政運営の理念を確立することが不可欠である。

すなわち、今後、国力の充実に伴い、国民の質量とみに高度化した社会的ニーズにこたえ、豊かな環境と生活の確保をねざして、各種社会資本の整備と社会保障の充実を図り、財政主導型経済運営に移行することが基本となる。

このため、財政のあり方としては、インフレ抑制防止、および民間経済とのバランス確保に配慮しつつ、増大する財政需要にこたえていくことが重要である。同時に財政支出、租税、公債、地方財政等の財政の各分野において、以下に述べるような新しい観念に立った着実な制度、慣行の改革あるいは機動的な政策運営が必要となる。

まず、公共投資については、その立ち遅れを早急に解消するため、生活環境関連など優先度の高いものから機動的かつ効率的に整備する。一方、社会保障関連支出については、国民の連帯感に基づき社会的公正を確保するといふ観点に立って、老令者に対する年金を重点とし、計画的に制度改善と水準の向上に努める。

他方、このような財政支出の増大に対応して財源を確保するため、租税政策については、税負担の公平を確保しつつ、租税の負担を企業および国民に求めることが必要となる。このことかじ国民所得に対する租税負担は計画期間内に上昇することとなるし、社会保障負担も社会保障の充実に伴い上昇することとなるが、これによって国民福祉充実のための支出が賄われることとなる。

また、財政主導型経済運営への転換に伴い、租税政策のみならず、公債政策の一層の活用が必要となる。その場合、建設公債原則と市中消化原則を堅持することとなるんであるが、景気調整上の配慮と同時に資源配分上の配慮を一層加

えていく必要があると思われる。

さらに、国民にその負担の増大を求むる以上、従来よりもまして財政の効率化を図るべきことはいらざるを得ない。すなわち、産業保護制度の改革などに伴い不要となつた財政支出、税負担の減免措置を整理する。また、引当金や中央および地方の行政組織の簡素合理化に努め、同時に国民のニーズを的確に反映したための細かい支出配分を行はる必要がある。さらに、最初ある福祉政策の遂行にあつては、国民生活に浸着した地方公共団体の果す役割は大きいので、長期的見地から地方行政の充実強化とその効率化を検討することが必要である。

最後に、このよう財政主導型経済運営に当つては、極端に民間経済活動が圧迫されないよう、また、世代間の適切な資源配分が確保されるよう、長期的・面的な視点に立つた財政運営を行はることにする必要がある。

(c) 金融構造の変化と金融政策の対応

従来のように国金融構造は、長年にわたつていわゆる企業、銀行のオーバーローンという過剰流動性現象を示していた。このような現象は、旺盛な民間設備投資を主軸とした高度経済成長の結果であるが、また反面では、資金需給の失態を離れた建直的な低金利という金融環境を背景とするものであつた。

一方、今後は財政主導型の経済運営に移行することにより、マネー・フロー一面で見た金融構造は、基調的には、民間企業部門の自己金融力が従来より強まる反面、公共部門の資金不足は増大すると予想される。また、個人部門の資金調達は盛んになる。さらに、金融取引の形態が変化する。銀行預金および貸出を中心とした状況から、債券・株式等の証券の役割が高まり、金融の流れは多様化の方向に向ふものと考えられる。

以上のような金融環境の変化に対応し、金融制度・機構が新しい時代の要請にこたへていくためには、従来に引き継ぎ金融の効率化を推進し、公社債発行条件の弾力化推進等による公社債市場の整備をはかるとともに、次のような政策策を積極的に行はることは必要である。

すなわち、カノに、預金金利の弾力化等金利機能の一層の拡充および金融機関の業務分野等に関する適正な競争原理の導入をこらに促進すること、

カスに 住宅金融および消費者金融の一層の円滑化、および政府系金融機関の社会開発、公害防除、技術振興等への重点的融資を図ることである。

これらの点について、政府は前三年以内に当面とるべき具体策を慎重に検討し、可能おものかから実施することとする。

(d) 内外均衡同時達成のためのポリシーミックス

今後の巨額の政策運営にあたっては、財政支出の安定的拡大を図りつつ、インフレーションの防止、完全雇用、国際収支均衡など内外均衡の安定的同時達成が必要である。

従来のがが国政策運営は、主として財政支出と金融政策が内外均衡にない、金融政策と貿易および為替管理政策の組合せが対外均衡に任じていたといえる。率いたして1960年代までは、内外均衡の固いトレード・オフ関係が表面化しなかつたため、こうした政策体系で対処しえた。しかしながら、今後は財政支出の増大という情勢下において、民間の経済活動に引き起こされた場合、それを放置すれば本格的な需要インフレーションが発生する危険性がある。また、1960年代と異なり、景気過熱と国際収支悪化の併存も十分に予想される。しかし、他方では企業の自己金融力の強さが予想され、従来のような金融政策の速激性強果が容易でなく、加えて、金融政策は、海外金利に対する配慮を従来より強く必要としよう。

したがって、こうした困難は事態が発生する場合に備え、各政策手段は、以下のような役割を担って、内外均衡同時達成のために新しいポリシーミックスの政策体系を形成することが必要である。

まず、財政支出の点で、公共投資および社会保障増進支出は、福祉政策の積極的推進のため長期安定的に運営することと望ましいが、今後の景気調整機能としては、優先度に応じて公共投資の弾力的運用、組学政策および公債政策等の総合的運用について検討する必要がある。

一方、金融政策は 公定歩合政策の一層の活用のほか、オペレーションや準

準備操作の弾力的運用に努めることにより、外資流入に配慮しつつ国内流動性調節を適切に出来ない、景気調節とくマインズレーション防止に努めることが重要である。

また、内外均衡の同時達成を図るためには、減税の引下げ、輸入自由化の促進、輸出の適正化、経済協力の充実等財政金融貿易政策を適切に運営することが要請される。

(25)1

裏面白紙

白紙 (財政本部政策部分) 上段表

頁	行	款	元
8	7	1900年度	1900年度
9	15	民間活動の調査	民間活動の調査
9	3	定期収入	定期収入
10	下5	輸送促進	輸送促進
10	下1	その他	その他

裏面白紙

新計画素案（各論—財政金融政策部分）

2

— 47. 12. 22 —

統合計画局財政金融班

目 次

6. 財政金融政策	1
1. 資源配分および所得分配の適正化	1
(1) 新しい財政政策の方向	1
(2) 財政活動の充実とその規模	1
(3) 租税政策のあり方	3
(4) 財政収支の安	4
(5) 公債政策の活用	6
(6) 金融構造の変化と金融の資源配分機能の活用	7
2. 内外均衡同時達成のためのポリシー・ミックス	8
3. 行財政の刷新	10
(1) 行政の合理化	10
(2) 財政の効率化	10
(3) 地方財政の拡充	11

6. 財政金融政策

1. 資源配分および所得分配の適正化

(1) 新しい財政政策の方向

(6101) すでに述べた福祉社会の建設にあたり、財政政策は、これまでのあり方を基本的に再検討し、新しい財政運営の理念を確立することが不可欠である。すなわち、今後は国力の充実に伴い、国民の質量ともに高度化した社会的ニーズに応え、豊かな環境と生活の確保をめぐりて各種社会資本の整備と社会保障の充実を図り、財政主導型経済運営に移行することが基本となる。

このため、財政のあり方としては、インフレーション防止および民間経済とのバランス確保に配慮しつつ、増大する財政需要にこたえていくことが重要である。同時に、財政支出・租税・公債・地方財政等の財政の各分野において、以下に述べるような新しい観点に立った着実な制度、慣行の改革あるいは機動的な政策運営が必要となる。

(2) 財政活動の充実とその規模

(6102) 今後の財政運営にあたっては、国民の要望に応え、立派な生活環境関連社会資本ストック、社会保障等を可及的速に充実する必要がある。その方向に沿って政策の転換をはかり財政主導型経済運営に移行していく第一歩として、本計画期間中は思い切った財政支出の充実を努める。この結果、昭和52年度までの国民経済計算ベースの財政支出の伸び率は平均 2%に達し、国民総生産に対する割合は、これまでのうちそのウェイトが最も高い昭和47年度の 2%からさらに約 2%に上昇して、現在の欧米諸国の水準に急速に近づくものと見込まれる。

(6103) 次に、財政支出の構成については、まず政府固定資産形成は、従来の発展基盤整備のための生産関連公共投資から、今後は生活環境関連投資および国土の有効利用のための関連投資へと次第に重点を移行するとともに、土地取得、技術者、計画作成者等各種の限界を考慮しつつ極力その整備を図ることとし、経済成長率の安定化にかかわらず、過去の高い経済成長の下での

(1)

伸び率 %く ～ 年度) をさらに上回る平均 %の伸びを見込む。
その結果、これまで戦前戦後を通じて長期間にわたる努力により蓄積された
社会資本のストックは、計画期間中に 増するものと見込まれる。

次に 社会保障の充実がこの計画の最重点課題の一つであることに鑑み、
政府から個人への移転(振替支出)は、老令者に対する年金の充実を中心に
制度改善と水準の向上に努めることとし、過去 10 年間の平均伸び率を %
上回り また財政支出全体の伸び率をも大幅に上回る平均 %の伸びを見
込む。その結果、52年度の振替支出の国民所得に対する割合は、47年度
の %から %へと約 %増加すると見込まれる。他方これに見合い
社会保障負担は国民所得に対する割合を 47年度の %から 52年度まで
の間、約 %高める必要がある。

また、政府の財貨サービス経常購入については、文教、科学振興関連支出
並びに社会資本、社会保障の整備、充実にとりまわつ関連支出の充実を図る一
方、行政の簡素合理化を強力に推進する。

以上の結果、昭和 52年度の財政支出の構成は、47年度に比し政府固定
資本形成が約 %増加して %に、政府から個人への移転は約 %増
加して %になるものと見込まれる。

(6/04) 以上のような公共投資や社会保障の整備、拡充にあたっては、これら
の支出が長期的効果をもち、また将来の財政負担に与える影響が大きいので、
公共投資の部門別の整備計画の策定に加え、新たに社会保障の諸施策につい
て長期計画を策定し、計画的な使計に基づき実施する。

また、このような計画的な支出の増加に伴い、財政全体として長期的観点
に立ち、各種の財政支出間の最適配分とそれに見合う必要財源を的確に把握
し、毎年度の財政運営の指針とするために、各年度の財政計画をいし見通し
の策定について検討する必要がある。

(三) 租税政策のあり方

(6/25) 計画が目指す国民福祉の充実のためには、その累付となる財源を確保する必要がある。このため国民の租税負担は所得水準の上昇に応じて上昇し、国民所得に対する「税及か税外負担」の比率は昭和 4 年から、昭和 42 年度には概ね、その程度高まらざるをえないと見込まれる。税制改正にあつては、税負担の公平を確保しつつ、各税について適正な負担を求めることと中心的課題とし、あつては執行面においても引き続き負担の公平の確保に努力する。

④ 所得税は国民の負担能力にもっともよく適応し、また所得の再分配にも効果的に参与するところから、引き続き税体系の中心的役割をになうが、強い累進構造のため経済成長に伴い限界税負担が急速に高まる問題がある。このため、所得税については今後とも引き続き減税を行なうが、その負担率は所得水準の上昇に応じて次第に高まることを見込まれる。

⑤ 企業課税の中心である法人税については、国民福祉充実に不可欠な財源を創出し、インフレを招くことなく公共部門への資源配分を強化するため重要な役割を果たすことが要請される。さらに法人税の基本税率は、昭和 30 年に 40% であったものが累次引き下げられ、昭和 45 年には加算増徴がとられたものの現在なお 36.75% に止まつており、また種々の租税特別措置も法人の負担を軽減してゐるが、今や、わが国企業の国際競争力も一段と強化され、また産業保護政策に対する内外からの批判も高まつてきてゐる。

以上の諸点を総合勘案すると、長期的な法人税の負担水準としては、現在の水準は決して高いものではないと判断され、法人税は、今は少なくとも相応の負担を求めることが必要である。

⑥ 間接税については、現行制度が個別消費税を中心とした体系をとり、その税率構造も従価税をとりてゐるものゝ少ないこととほつたら、税体系中に占める地位は次第に低下してゐるが、間接税は税制上果すべき役割にかぎり、個々の物価についても、また消費支出総体からみても、できなからず適正な水準に係はれるよう課税対象や税率増減等につき適宜見直し

しを行ない、間接税が税体系において適切な地位を維持するよう努めざる
 べし。同時に、現行の個別消費税率体系に設置される一般消費税はいし付加価値
 税について、今後ともさらに据り下がり検閲を行なう。

(三) 地方税については、今後の福祉政策の強化により、地方財政の重要性が
 次第に高まることについてその充実を促さねばならない。

このため、早急に固定資産税について現在行なわれている負担調整増徴
 の見直し等により、負担の適正化をはかるとともに、国、地方を適する行
 財政全般の再検討の一環として見直しを行なう。

〔トピック〕経済政策の一環として、税の誘導抑止機能は高く評価されねばならな
 い。土地問題や過密問題等の解決にあたっても、土地利用規制の強化等他の
 政策手段とともに、税制の果すべき役割を早急に検討する。

反面、租税特別措置は負担の公平を阻害し、まゝ租税の中立性をそこな
 うことがあるので、その利用には慎重をなされねばならない。特に産業の振
 興に関連する税制上の優遇措置については、個々の政策目的の合理性や政
 策手段としての有効性の判定を厳格に行なうて既得権化や慢性化を排除す
 る。

また社会保険影響減額の特例等、税負担の公平を阻害する程度が著しい
 と考えられるものについては、早急に検討する。

(4) 財政収支の姿

(6108) 以上のような財政運営により、昭和52年度における財政収支の姿は

次の表のとおりになるものと見込まれる。(円 表)

項 目	42年度	46年度	47年度	52年度
政府経常収入 (A)				
税および税外負担				
社会保険負担				
その他				
政府経常支出 (B)				
政府経常サービス 経常購入				
政府から個人への移転				
その他				
政府経常余剰 (C)				
政府経常資本形成 (D)				
政府経常赤字 (E)				
政府資本減耗引当 (F)				
政府バランス (G)				

(注) 1. 177年度は政府の経常見通し()およびこれに準拠した一たの試算値である。

2. 「税および税外負担」は「個人から政府へのその他の移転」を含む。
3. 「政府経常収入」のうち「その他」は、「政府の事業所得」に「政府の財産所得」を加え、「一般政府負債利子」を控除したものである。
4. 「政府経常支出」のうち「その他」は、「経常補助金」に「政府から海外への移転」を加え、「海外から政府への移転を控除したものである。
5. $(C) = (A) - (B)$, $(E) = (B) + (D)$, $(G) = (C) + (F) - (D)$

このように経常および社会保険負担の1并によりかわらず、財政収支は昭和52年度約 兆円の赤字となり、用地費を含めた公共部門の資金不足額はさらに拡大するものと見込まれる。この結果、公共債、借入金その他の政

(5)

が債務の増加により民間部門からの資金調達が不足が生ずる。

(2) 公債政策の活用

(6109) 今後の財政運営にあたっては、国民の要望に応え、可及的速かに公共部門の充実を図る必要があるとともに、使途が長期にわたる社会資本の整備のための支出がかなりのウエイトを占めているわが国の財政構造の特殊事情にかんがみ、従来の景気調整の観点に加えて、公債政策を資源配分の修正および世代間の受益と負担の調整の観点から積極的に応用する。この場合、計画期間内における公債発行量は従来に比し増加すると見込まれるが、引き続き建設公債原則および市中消化原則を堅持することとする。

(6110) 以上の観点から公債政策を活用していくうえで、公共部門の資金不足の増大に伴い、景気上昇局面では民間部門との間に資金需要の競合が強まることが予想されるので、円滑かつ安定的な市中消化体制の維持強化のために、後述のようば発行・流通両面における施策を引き続き推進し、消化構造の多様化および引受体制の強化をはかるとともに、民間資金需要の行き過ぎが生じた場合にはこれを調整する体制の整備を進める。

(6) 金融構造の変化と金融の資源配分機能の活用

〔6/1/1〕従来のわが国の金融構造は、長年にわたって、いわゆる企業のオーバーローディング、銀行のオーバーローンという過少流動性現象を示していた。こうした現象は、旺盛な民間設備投資を主軸とした高度経済成長の結果であるが、また反面では、資金需給の事態を離れ、硬直的な低金利という金融環境を背景とするものであった。

〔6/1/2〕一方、今後は財政主導型経済運営に移行することにより、マネーフロ一面で見た金融構造は、基調的には民間企業部門の自己金融力が従来より強まる反面、公共部門の資金不足は増大すると予想される。また、住宅投資の拡大にとともない、個人部門の資金調達も盛んにならう。さらに、金融取引の形態も、従来の預金および貸出を中心とした状況から、債券・株式等の証券の役割が高まり、金融の流れは多様化の方向に向かうものと考えられる。

〔6/1/3〕以上のような金融環境の変化に対応し、金融制度・機構が新しい時代の要請にこれえていくためには、従来に引き継ぎ金融の効率化を推進し、公社債発行条件の弾力化推進等による公社債市場の整備をはかるとともに、次のような政策を積極的に行なうことが必要である。

すなわち、第1に、預金金利の弾力化等金利機能の一層の活用および金融機関の業務分野等に関する適正な競争原理の導入をさらに促進すること。

第2に、住宅金融および消費者金融の一層の拡充、円滑化を図ること。

第3に、政府系金融機関の融資方針を抜本的に見直し、産業関連の政策金融から社会開発、公害防除、技術振興等へ融資の重点を移すとともに、貿易関係の政策金融については、輸出金融優先を是正し、輸入および海外投資のための金融の拡充を図ること。

これらの点について、政府は両3年以内に当面とるべき具体策を慎重に検討し、可能なものから実施することとする。

2 内外均衡同時達成のためのポリシーミックス

(6201) 今後の巨視的政策運営にあたっては、財政支出の安定的拡大を図りつつインフレーションの防止、完全雇用、国際収支均衡など内外均衡の安定的同時達成が必要である。

従来のわが国政策運営は、主として財政支出と金融政策が国内均衡をになり、金融政策と貿易および為替管理政策の組合せが対外均衡に任じていたといえよう。幸いにして 1960 年度までは、内外均衡の間にトレード・オフ関係が表面化しなかつたため、こうした政策体系で対処しえた。しかしながら、今後は財政支出の増大という情勢下において、民間の経済活動に行き過ぎが生じた場合、それを放置すれば、本格的な需要インフレーションが発生する危険性がある。また、1960 年代と異なり、景気過熱と国際収支黒字の併存も十分に予想される。しかし、他方では企業の自己金融力の強化が予想され、従来のような金融政策の速効性確保が容易でなく、加えて金融政策は、海外金利に対する配慮を従来より強く必要としよう。

したがって、こうした困難な事態が発生する場合に備え、各政策手段は、以下のような役割をになつて、内外均衡同時達成のために新しいポリシーミックスの政策体系を形成することが肝要である。

(6202) 先ず、金融政策は、民間活動の調査に大きな影響力を持ち、また機動性に富んでいるので、今後も要受調整手段として引き続き主要な役割をになう必要がある。しかしながら、前述したように今後の内外経済環境の変化により、従来の態勢のままでは金融政策の効果を十分に確保することが次第に難しくなる可能性がある。そこで、次のような金融政策上の措置により新しい状況の下でも極力その効果の維持・強化を図るとともに、他の政策手段との一体的運用に一層留意する。

① 公定歩合、預金金利、貸出金利、公社貸金利率、金利水準全般の弾力化を

推進し、経済主体の支出行動一般に広く影響を及ぼす環境を整備する。

② 債券等の売買オペレーションも、公開市場の整備を進めつつ、成長通貨の供給手段および短期的調整手段として、通貨量および流動性の調整のため積極的に用いる。

① 国際金利水準への配慮の必要性および過剰流動性下における市中全体の流動性調整の必要性が求められる状況においては、準備預金制度を機動的に活用する。また、為替管理政策とあいまって、短期流入を効果的に規制するとともに、流入した短資の国内金融市場に与える影響を遮断するをもにも同制度を利用する。

(6203) 次に、財政支出については、福祉政策の積極的推進のため、長期安定的に運営することが望ましいが、金融政策の連効性の確保が困難な場合を考慮し、長期的な観点からの資源配分上の要請を阻害しない範囲内で、支出の優先度に応じた公共投資の弾力的運用も考慮する必要がある。

(6204) また、公債発行にあたっては、景気の動向に配慮するとともに、今後は税制の活用による財政収入面からの景気調整機能の活用を図る必要がある。ところで、わが国の税制には所得税・法人税を中心として景気に対するかなりの自動安定化機能が認められるが、このように今後税制に対する期待が一段と高まることに伴い、景気の動向に即応して積極的かつ弾力的に税制を活用する政策態度を確立するとともに、さらに景気調整機能を一段と強化するため、機動的に税制を活用するための方策の導入、整備について検討する必要がある。

(6205) また、今後の対外均衡の確保のためには、基本的には環境保全、労働時間の短縮、社会保険の拡充、社会資本の整備など福祉向上をめざして経済社会の実現をかり、経済体質を内需指向型に転換するための構造政策を積極的に行うことが肝要である。また、同時に、今後とも持続可能な財政金融貿易政策を状況に応じ適切に運営することが必要である。

機構(第3セクター)を創設し、積極的に対応する、また社会保険と私的
保険の機能分担を明らかにし、相互補完による充実を図る。

い 負担の適正化を図るため、公共投資の実施等に伴う開発利益の享受者や
公害等の排出者に対する受益者・原因者負担を一層強化する。また、公共
料金についても、政府企業等の事業について、その経営の合理化に努める
ことを前提として、公共サービスの内容および程度に依じた適正な料金を
決定する。

(3) 地方財政の充実

〔6303〕 今後生活環境・関連公共投資の整備と社会保険の充実等の福祉政策の推
進にあたって、地方公共団体の果たす役割が一層高まること、および企業等の地
方分散等に伴う地方開発のための財政需要が増大することを見込まれるので、
財政の確保のため、次のような方向で適切な措置を講ずる。

い 地方税については、すでに述べたように固定資産税の適正評価に基づく
負担を求めると、国、地方を通ずる行財政の一環として見直し、その充
実を図る。

ロ 地方交付税については、国および地方財政の長期的動向を勘案しつつ

その安定的な確保に努める。

い 補助事業に対する国庫補助金については、引続き整頓補助金の整理を行
なうほか、その効率的運用に努めるとともに、地方の自主性確保に配慮す
る。

二 国におけると同様、地方公共団体においても地方債の積極的利用を図る
こととし、このため地方債許可基準の緩和を遂げることに、その消化
にあたっては、大都市等の地方公共団体を中心として市中消化の拡大に努め
るほか、必要に依り政府貸金による引渡すを活用する。

資料 2

計画のフレーム (12月15日案)

取扱注意 3

(単位: 兆円)

	昭和45年度		52年度 (A)			52年度 (B)			52年度 (C)			36~45年度
	実 績	構成比	予 測 値	構成比	48~52年度 平均伸び率	予 測 値	構成比	48~52年度 平均伸び率	予 測 値	構成比	48~52年度 平均伸び率	平均 伸び率
<前提条件>												
政府固定資本形成 (実質)	5.0		14.5		14.0	15.5		15.5	14.5		14.0	13.4
政府から個人への移転 (名目)	3.2	(対国民所得 5.2%)	11.3	(対国民所得比 9%)		12.2	(対国民所得比 9.5%)		11.6	(対国民所得比 9.5%)		
労働力人口 (万人)	5,170		5,415		0.8	5,415		0.8	5,415		0.8	1.3
公害防除投資 (実質)			1.2		22.2	1.8		33.5	1.8		33.5	
社会保険負担率 (対国民所得比 %)	4.6		6.5			2.0			2.0			
税および税外負担率 ()	21.7		23.8			24.6			24.6			
<外推結果>												
国民総生産 (実質)	52.5	100.0	103.5	100.0	9.2	102.0	100.0	9.3	99.7	100.0	8.4	11.0
国民総生産 (名目)	73.2	100.0	183.5	100.0	14.5	184.5	100.0	14.6	177.6	100.0	12.8	16.3
個人消費支出	32.6	51.3	95.6	52.1	14.6	95.8	51.9	14.7	93.0	52.4	14.0	15.3
政府固定資本形成	6.2	8.5	22.0	12.0	16.8	23.4	12.7	13.2	21.9	12.4	16.7	17.6
民間企業設備投資	14.7	20.1	28.6	15.6	12.0	27.9	15.1	11.4	26.0	14.6	9.8	16.6
民間住宅投資	4.8	6.6	17.1	9.3	21.1	17.3	9.4	21.3	16.5	9.3	20.2	22.7
輸出等	8.7	11.8	20.4	11.1	14.2	20.4	11.0	14.2	20.3	11.4	14.1	17.0
輸入等	7.7	10.6	18.1	9.9	15.6	18.1	9.8	15.6	17.5	9.8	14.8	15.8

注 - リ このフレームは暫定的試算である。

ロ 実質値は昭和40年価格である。

裏面白紙

マクロ 貯蓄投資バランス

(単位:千億円)

	45年度 実績	52年度		
		トースA	トースB	トースC
政府	貯蓄 65	155	169	155
	投資 62	217	231	217
	差 3	△62	△62	△62
法人	貯蓄 115	260	253	240
	投資 156	271	265	243
	差 △42	△11	△12	△3
個人	貯蓄 120	296	296	284
	投資 69	206	206	196
	差 51	90	91	88
海外部門投資超過(△)	△9	△19	△19	△25
不実合	△4	2	2	2

(対総投資比) (単位:%)

政府	貯蓄 21.9	21.7	23.5	22.7
	投資 20.9	30.5	32.1	31.8
	差 1.0	△8.7	△8.6	△9.1
法人	貯蓄 38.9	36.5	35.1	35.2
	投資 63.0	38.0	36.8	35.7
	差 △14.1	△1.5	△1.6	△0.4
個人	貯蓄 40.5	41.5	41.1	41.7
	投資 23.2	28.9	28.5	28.8
	差 17.3	12.6	12.6	12.9
海外部門投資超過(△)	△2.9	△2.7	△2.6	△3.6
不実合	△1.4	0.3	0.3	0.3
総投資(千億円)	295	713	721	680

経 済 企 画 庁

今後スケジュール

47.12.21
経済企画庁総務課

経済審議会	計画策定作業	その他
12月22日 経済審議会総談会		1月8日予算案内示(予定)
	各論おおよそフレーム の検討	1月15日予算政府案決定(予定)
	↓	
1月20日	各省折衝終了	
1月22~31日 総合部会では同懇 談会	各論おおよそフレーム 最終決定	
	経済審議会総談会	
1月末 経済審議会	答申 おおよそ政府決定	
		国会予算審議(2月上旬より)

不
手

第1回 公共金融分科会議事要旨

- 1 日 期 昭和47年1月20日(月)午前10:00～12:00
- 2 場 所 経済企画庁特別会議室
- 3 出席者 丹永分科会長
石原 小杉、青藤、柴田、志村、曾山、
銘林、谷村、土屋、藤田、町田、松沢、
山本、吉田、渡辺
宮崎総合計画局長、大石参事官、喜多村
参事官、道正課長、森岡、小池、山本、
伊豆各計画官、広瀬、横溝企画調査官

会 議 事

会長 青田、青藤両氏に公共投資小委員会に参加いただき、また、当分科会の委員にも就任をお願いすることになったのでここに紹介申し上げる。
本日の議題は、生活分科会と環境地域分科会の
中間取りまとめのうち特に当分科会に関係の深い問題について担当計画官より説明を受け、御
審議いただきたい。まず中間取りまとめの今後

(1)

の取り扱い等につき事務局より説明していただきたい。

森岡計画官より 中間とりまとめの性格としては公表を前提としたものではなく、企画委員会に報告のうえ、その趣旨の計画の中に反映させるための報告という性格がある。従って各分科会にまたがるような問題については企画委員会での調整が行なわれることになる。

伊豆計画官 「環境地域分科会意見の中間取りまとめ」について説明。

山本計画官 「生活分科会 意見の中間取りまとめ」及び、「環境地域分科会意見の中間とりまとめ」中環境問題について説明。

橋本計画官：「生活分科会意見の中間取りまとめ」中、物価問題について説明。

森永分科会長 〇項目について質疑をお願いしたい。

石原委員 この中間的取りまとめに対する当分科会の意見はどのように取り扱われるのか。担当の分科会に当分科会の意見を申し入れるか、あるいは企

画委員会に意見を提出するのか。また意見は当分科会に所属する範囲に限るのかどうか。

分科会長 各分科会の中間的取りまとめを総合部会に出して企画委員会できとめるに際して各分科会の意見を十分織り込むということになる。

土屋委員 所管分野に所し、資金と物価との関係が殆んど融け込んでいるが何か懸念があるのか。

橋本計画官 「物価の安定について」のほう「競争条件の整備」の項で、資金、物価は世界的問題に融け込んでいるつもりである。また企画作業前にあった「物価、所得、生産性委員会」（昭谷委員会）では、いままでの日本経済の状況のそとにおいては外国のようなスラッグ・フレイションが起るとは思われない。たとえば今後成長パターンが変わってゆく過程で、スラッグ・フレイションのような問題が出てくる場合でも、外国で実施されているような所得政策を急いで導入する緊急性はないという判断がされているので、今後審議会

算で幾々の議論をする段階で考えていこうと思
っている。

石井委員 物価上昇率はモデルから出た数字をその
すまふれるつまりか。

横倉委員 モデルの結果はひとつの参考資料とし
て考えていいものであって、実際に書かれ
る数字は他の判断材料 例えば、サブ・モデル、
積上げ、さらに政治的な判断などを総合的に考
えて、かなりきめられた形になろう。

石井委員 消費者物価と卸売物価の乖離は今後の経
済の動きによっていろいろ変わってくると思うの
で、これらの関係について検討する必要がある
と思うが。

局長 現在の中期マクロ・モデルでは公費防除や、
その他のコスト上昇の要因が物価に反映される
ような形にはなっていない。そこで別途長期の
モデルで、出した結果を見るとかなり上昇する
ようになっているところから、物価は現在考え
ているものより若干上昇するのではないかと、ま

た、卸売物価と消費者物価の乖離の向幅につい
ては、今後米米物価安定政策会議で検討し、そ
の報告書と近くまとまり、いまは懸念してい
る点についてそこでは、きりした方向や分析が
出されるので、結果をみて全体のバランスをと
りつつ企画委員会や当分科会で検討していただ
くことになる。

石井委員 物価を制約条件として考えるならもつ少
し物価の意味を広く考えればよく、現在のよう
に卸売物価と消費者物価を明確に区別する必要
はないのではないかと。

局長 議論のあるところだと思う。

石井委員 物価上昇に際して賃金の伸びはどの位
にみているのか。

局長 中期マクロ・モデルでは10%程度と出してい
るか。いま賃金・物価のブロックの修正作業を
行ない計算をやり直している。

渡辺委員 5年間の物価の動きが公示されるには
疑問がある。公示される数字には、公費防除投

賃や週休二日制採用等によるコスト上昇が合算されているので理論的には卸売価格の上昇は必ずしも得ないと思うが、公示されることにより、この数字が一歩きをして企業の前に期待する外資の賃上げに対する態度などの心理的影響効果が極大されるので、慎重に取り扱う必要がある。

小村委員 環境問題についてだが、ここでは60年度に望ましい環境水準を達成し、52年度には中間的な水準にまでもっていきとあるが、60年度に達成することが技術的に可能かどうか、聞きたい。また中間目標である52年度水準についてはいかにして達成できるのか、そこには環境基準を強化するとあるが、現在でも強化できるのかできないのか。あるいは環境基準の強化にあたっての向題の所在は、技術的なところにあるのか、もしくは単に社会的・経済的なところにあるのか、等について聞きたい。

というのは、新設・既設の工場地帯により環境基準を区別しておかないと新設の工業地帯にまで、

既設の工業地帯と同じ環境基準を適用すると公害はどうしても増えざるを得ない。こういうことでは工場の地方分散をうたっても進行するはずがない。従って目標というのはどういう意味なのか。目標への到達手段としての環境基準の強化とはどういう意味なのか等の問題をもう少し分けて考えていかなければ、環境問題というものは国民が具体的に納得する形で解決していかないと危ういが、いかが。

小本副團長 御指摘のとおりである。環境世に、今国会でもやはりそういう御指摘があった。現在の状況では、大気については「60年の目標水準」を直ちに実現するのは非常に困難である。新規立地について直ちに実施できるかどうかは、環境基準なり規制なりの行政の進め方という向題に申請し、一律に新規立地についての60年度環境基準を直ちに準拠するのは非常に困難である。これに近いものを新規立地の場合には実施すると書くべきではないかという御指摘もあったわけだが、この向

類については環境庁とも、もう少し詰めていきたいと考えている。その他、大気のうちあと大きいものでは窒素酸化物と粉塵があるが、窒素酸化物については現在その基準自体が今年度中も目標に検討されており、相当難しくはあるが、60年度あたりはかなり先のこととしてはある程度実現可能である。ことに自動車から排出される窒素酸化物は51年には環境基準が実施されることになっており可能性は十分ある。あと水の関係では、大気以上に難しい目標を掲げたことになっているが、抽象的に環境基準といっても場所によって基準を区別させるを得ない。そこで新規立地の場合、高い環境基準が規定されるきれいな場所には、新規立地自体が非常に難しいこととなり、特に書き分ける必要はないと考える。「52年の暫定的な目標」というところは、これも相当難しい努力目標であり、10年間で達成する暫定基準から恒久基準への移行を計画期間中に約半分の期間で移行していくという意味ではかなり厳しい目標である。

だいたい以上のとおりであるが現在汚染されているところでの環境をどうみるかについては、やはり汚染された地域より高いレベルにもっていくということはこの誤謬の中に若干書き込んであるが、60年として考えた目標を新規立地について全部励行させるということまでは、技術的な可能性をみてもなかなか書ききれなかった状況である。

小林委員 技術的に解決できる問題については現在汚染されている工業地帯と新規地の区隔とは、はっきり分けるべきである。そうでなければ低い程度に一へん全国を汚染させ、それをもう一へんきれいにするということになり、これではとても国民の納得は得られないと考える。

それから社会保障の問題であるが、全ての問題を全面的に解決しようとするよりむしろ例えば重症性の必身障害者、身寄りのない老人、難治病者等の最も救済を必要としている特殊例外の人達をまず救済し、それから次第にレベルアップして

一般化していく方がより適当であると考え、財政負担の面からも、短期的に解決可能な前述の人員の収容から始め、それ以後の一般的な社会保障は財源に見合って段階的に充実していく方が好ましいと考える。こういう考え方を是非計画のなかに入れて頂きたい。

会長 計画を書く場合若干のアクセントをつけた方がよいと考える。

局長 問題の取り上げ方があるいは不十分だったかもしれない。相滞滞のような取り上げ方をすれば、またそれなりの議論が必要であり、検討したいと思う。

小林委員 地価問題の本質について議論すべき段階にきているのではないかと、徹底的な議論なしには前進しない。要するに土地の譲渡所得に対する100%課税あるいは土地に対するある程度の保有課税等の問題について議論をお願いしたい。

曾山委員 各分科会において議論され、最終レポートとしてまとめている内容が豊富であることは結

構だが、すでに社会保障や、環境地域の問題について議論があったように、そのそれぞれが重要であるかということ整理しつつまとめる必要がある。ただ選択する際に、項目としてもっているものや、あるいは重点の置き方の整理は、この審議会で行なう程度ではないと思われるので、各省庁との意見の差や調整を充分行なうべきである。

局長 中立的意見とりまとめは、夫々の分科会としての自主性を強く出しているもので、必ずしも関係各省との調整が充分とはいえない。最終的に企画委員会の調整段階で関係各省の意見が出てくるだろうが、最終まで対立する点は審議会で、議論していただくようになる。

森本分科会長 日本列島改造論に対する考え方を確固たるものにしておく必要があると思う。

局長 列島改造懇談会では、当面の問題として、土地とか公害問題について検討し、解決する際のしっかりした制度のルールを作ろうということが中心となっているが、そこで少し長期的なものはこ

の計画の方に期待されるということになるが、計画の中での当面の問題としては、新幹線や高速道路をどこまで作るかということより、土地利用のあるべき姿とか、そのためのルール、税制、基準などを決めることが中心になろう。いずれにしても会長のお考えのようなことが必要と思うので、まとめてみたいと思っている。

宇田委員 此面とか物価の安定についてもう少し強い表現をとって欲しい。

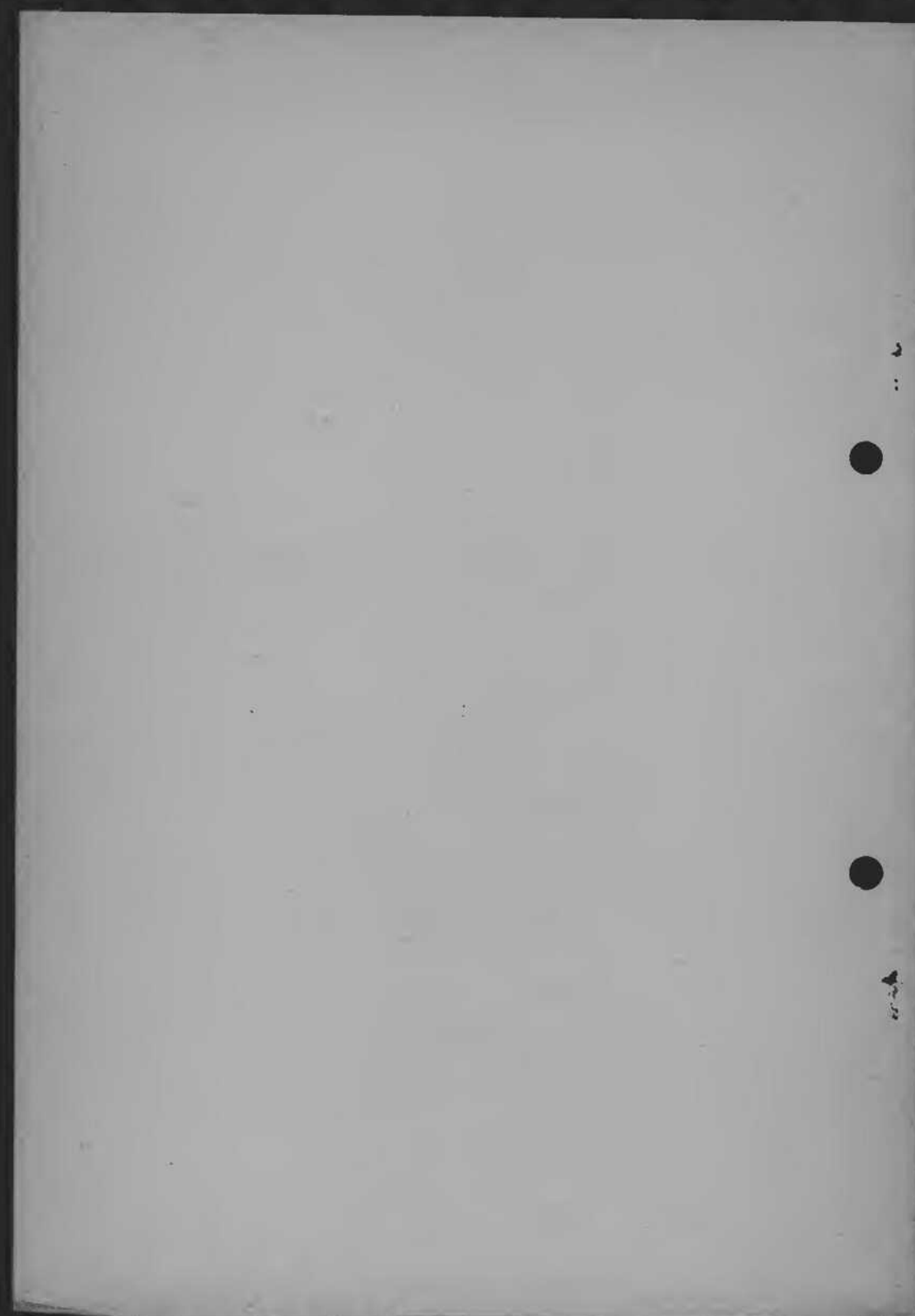
谷村委員 私の思っていることをうきほど申し上げます。ていっは 社会保障、その他の問題で福祉の充実を図るということはどうだってあるが、そこには国民の自己責任原則が基本にあることが融けられていない。公共事業ではセーフターの問題が出ていたが、社会保障の分野でも私的保険のよくなるものが社会福祉施設と結びついてやってゆくような姿があるのではないか。また教育という問題でも学校という公的施設におけるものだけでなく、企業内教育というものが学校教育とどのよう

に結びつき、評価されるのかと考える必要がある。

こ番目に 社会保障の問題については、給付と負担の差についてはよく書かれていると思うが賦税を中心として構成されている保険制度を今後どう考えてゆくか検討すべきであろう。3番目に、地方分権とか、地方住民参加ということを強調すべきかと、かえって全体としての調整をとる方法を見つけるのがむづかしくなると思われるので地方分権に言及するときは、全体の調整方法をも検討してゆかなければならないと考える。

森永委員 次回は引続き中期的取りまとめについて、金融の問題についての御検討をお願いする予定である。

次回は、12月20日(月曜日) 午前10～12時



第七回公共・金融分科会議事要旨

1. 日 時 昭和47年12月4日(月)
午前10時～12時
2. 場 所 第4合同庁舎
3. 出席者 森永分科会長
谷村、渡辺、昌谷、柴田、志村、曾山、
館林、吉田、斎藤各委員、宮崎局長、
喜多村参事官、大石参事官、道正課長、
森岡計画官、小池計画官、広瀬調査官
4. 配布資料
(1) 公共投資小委員会の経緯と予定
(2) 今後の金融の姿及び関連する問題点
(3) 金融に関する資料①、②

5. 議 事

森永分科会長 本日は初めに公共投資の小委員会の
審議状況について、事務局の説明を伺い、次に今
後の金融の姿及びそれに関連する諸問題について
事務局からの説明を受け問題点を討議する予定で

(1)

ある。

(小池計画官 資料(1)について説明)

分科会長 関連してお聞きしたいが、予算の年内編成は無理ということか。

局長 そのように聞いている。

分科会長 最終的に配分を決定するのはノ月ということか。

局長 そのへんは谷村主査と相談して決めたいと思っている。客観情勢についてみると道路、土地改良、漁港等については、48年度の予算要求に合わせて49年計画の改定要求を出しているが、こういうものは従来予算の最終段階までもめる形になっている。こちらの計画の建前からしてノ月中旬ぐらいにはなるべく全体の配分の姿を決めたいと思っていたが、こうした事情もありそう簡単にはいかないのではないか。従って48年度予算に要求ができたものについては、予算と並行的に議論していく必要もあり、最終的に決着がつくのは予算折衝後になり、その段階でもう一度調整してい

(2)

ただくことにはなると思う。

分科会長 「今後の金融の姿及び関連する問題点について」説明していただく。

(森岡計画官 資料(2)、(3)について説明。)

分科会長 渡辺さんいかがですか。

渡辺委員 今日提出された資料の結果から事務局は一応どのような判断をもっているか。

森岡計画官 従来の市中金融機関に占める公共債の割合は著し表で説明したが、公債を弾力的に活用する体制がとられた41年度以降において市中金融機関の資産に占める公共債の割合が20%という高い比率を示したのは、景気鎮静期であった41年度だけであり、その後景気の回復とともにその割合はかなり低下しており、比較的消化環境が良かった42年度でも16%程度ということを考慮すると、今後経済計画において、計画期間中を通じてこの割合が2割あるいは2割を若干こえることとなるような市中消化を前提とする公共債の発行というものは、規模としてはかなり大きく、私自

(3)

身の感じからすると限度に近いレベルであると思う。今後マクロモデルでの規定以上に民間設備投資の需要が盛り上がってくる場合において財政金融政策の機動的活用等これを抑制する手段が十分に有効に実施されること、かつ、公共債の消化の円滑化のための必要な措置が十分とられることを前提としても、この発行規模はかなり上限に近い割合ではないかと判断する。

渡辺委員　私も同感である。しかし、実物からマネー・フローへの展開というのは非常に難しい。例えば、金融機関が貸出を伸ばせば預金も増えていくというように両建てで動くものであり、的確な判断には無理がある。それに47年度の時点からいきなり52年度の見通しを立てるということにも困難がある。またマクロバランスでみた財政バランス、公共債の発行をどのように推定するかということも容易ではない。例えば物価問題をどう見込むか、用地費をどのように算定するか、また郵貯、簡保の集まり方、その雇用方針等の問題が

(4)

ある。

以上のように推計に制約があるという前提でこの試算の結果を検討する場合、まず第1に財政としての公債依存度の問題点は政府において慎重に検討されていることと思う。

そこで市中消化との関係を見るに、市中金融機関の預金等増加に対して、どのくらいの割合で公共債を引き受けなければならぬかというところで示されている比率は、従来の動向についての事務局の説明等を考慮すると、今後財政主導による福祉充実に重点を移すという至上命令は十分に心得ているが意見を求められればやはり高いといわざるを得ない。

しかし、ここで重要なことは計画フレーム自体の適合性、合理性である。即ち、物資需給、労働資源等の関連において物価、賃金等に無理はないかどうか。もし物価騰貴が起るのであれば全体のフレーム自体を考え直さなければならない。

それから、景気変動の局面において公共債をど

(5)

のくらい発行するかという点についてはある程度調整し、弾力的な運用をしていく必要がある。

なお、こういったことが可能かどうかについては発行条件の問題もからむので、その弾力化を思い切って行うことが一つの前提になる。

分科会長 渡辺さんの感じではス割とかス割ス分とかいう数字は、全然考えられない数字ではないということか。

渡辺委員 的確にはわからないが、安全を見込むという意味だけでなく、私は高いと思う。毎年市中金融機関が資産のス割を公共債保有にまわすという事態は戦時経済においてはともかく現時点では無理があるのではないか。しかし、それと同時に前述の点の４エックが一番重要な問題であると思う。

分科会長 日銀を含めた金融部門の姿という意味でオベ後の数字はわかるか。

森岡計画官 試算自体はそう難しくはないが成長通貨の供給の何割をオベで、何割を日銀貸出で行うか

(6)

という前提をどうおくかによつて結果がちがってくるので、試算は行っていない。

渡辺委員 一つの前提をおけば試算は可能である。しかし公共債発行の市中金融機関に対するインパクトは、やはり引受段階の問題である。また今後国債の発行量が非常に年々ふえるのに対し、成長通貨の量との関係で日銀の買オペ比率は非常に低くなること。さらに今後起ってくる既発債の繰換え分の三回引受けの問題等を考えればそのインパクトはかなりきつくなると思う。

谷村委員 この資料で民間設備投資の動向について積極要因と消極要因とをあげているが、景気動向により変動はあるとしても、基調的に民間設備投資の伸びについてどう考えるべきか。

森岡計画官 産業構造審議会の議論では、強気にみて平均実質民間設備投資の伸びがおよそ%程度と聞いている。強気の意見でその程度ということば、マクロフレームで描かれている民間設備投資の伸び率はかなり鈍化しているけれども、絶対額自体がかなり大きくなっていることを考えあわせると伸び率自体としては一応バランスがとれたもので

(7)

あると専門家の方でも考えていると私は理解している。

谷村委員 資料の「法人部門の資金調達と運用」のところで企業間信用の数字が出ているが、これは借入金、有価証券とは違って何らかの意味があるのか。また、法人の資金運用として示されているものは単に投資ということではなく有価証券保有、企業間信用与信、預金等が含まれているのか。

森岡計画官 法人の企業間信用は売上高との関連で推計している。法人の資金運用の形態としては現金、預金、信託、有価証券及び金額的に大きい企業間信用与信等である。企業間信用については、金融的要因、金利の動向等により資金の回転が早くなるかならないかということであるが、企業間信用の与信あるいは受信というのはかなり不安定に動くのでかなり重要な意味をおいて考えるべきではないと考えている。

谷村委員 「各国の部門別資金過不足表」はどう読んだらよいのか。

(8)

局長 日本の場合1966〜70年の平均では資金余剰になったのは個人だけで、他の部門は全部資金不足であったが、71年は資金不足は企業だけで他の部門は全部資金余剰とみるのではないか。

谷村委員 この5年間でみると、企業だけが資金不足で他の部門が資金余剰だったのが71年単年度でみると、公共・企業・海外の3部門が資金不足でそれらを個人貯蓄でカバーしているということか。

森岡計画官 そのとうりである。

渡辺委員 資料2の「法人部門の資金運用及び調達」に関してだが、法人部門の資金余剰とはいかなる意味を持つているのか。

森岡計画官 貯蓄投資バランスに用込費等による修正を加え、さらに金融資産と金融負債との差額を推計し、これらの帳尻が資金過不足となっている。

渡辺委員 それは借入金がかなり増大するという上でのことか。

森岡計画官 貯蓄投資バランス面からみると法人の

(9)

借入金はむしろ殆んど必要ないように読みとれるが、貯蓄投資バランスには用地費が含まれていない点、資金取引自体における資金需要もあるという点等から借入金の絶対額は45年より多少増加することを見込んでいる。しかし借入金の伸び率及び法人の資金調達中に占める借入金のウエイトはかなりの程度下がることとなる。このため銀行の窓口を通じて企業の資金需給を調節する方法が従来に比して効きにくくなるという問題を示すためその関連項目だけを抽出して説明したわけである。

谷村委員 今の問題に関連してだが、「法人の資金調達及び運用」には実物投資は含まれず、資金の出入だけの姿なのか。

森岡計画官 資金の調達と運用の中には実物面における貯蓄と投資のバランスの要因が含まれている上に資金自体の出入も含まれている。

渡辺委員 法人部門の資金不足が従前に比しかなり小さくなることをどういうふうに理解するのか。

(10)

このことから直ちに金融が非常に容易で企業が金融の面で楽になると判断するのは適切ではない。借入金の伸び率が低ければ預金の伸び率も低くなると考える。

分科会長 法人間の有価証券の持ち合いが最近かなり増加しているがそれは、この資料にはグロスで出ているのか、ネットで出ているのか。

森岡計画官 最近の特段の事情は明示的に出てこないような仕組みになっており、過去の平均を延長したに過ぎない。

谷村委員 法人部の貯蓄の内容に関してだが、利益留保と減価償却との割合はどうなるのか。

森岡計画官 後刻説明したい。

谷村委員 5年先の姿を描くにはいろいろな方法があり得るが、経済計画のあり方としては、二段構え、三段構えで取り組まなければならぬ。

計画局長 従前の計画であれば、金融の姿には大した変化もなく量的に拡大する程度だったが、非常に大きい財政赤字を今後5年間続けた場合、いう

(11)

いろいろな面で問題が起きてくるが、大きな資源配分の姿を描くにしても、運用上はいろいろな要件をつけておき、行き過ぎれば手直しするという仕組みにしておかなければならないと考える。

柴田委員 資料の「問題点」中「主要物資の需給関係のバランス」、「財政上の拡大が物価に及ぼす影響」とあるが、これについての資料はないのか。

森岡計画官 最終的に計画をセットする段階において詰めなければならない重要な問題としてここに書いたのとどまり、我々の班では別段の準備はしていない。

計画局長 この問題については現在検討中である。特に卸売物価の上昇要因の分析等困難な作業ではあるが成功すれば種のトレード・オフ関係を明らかにできるものと思う。

柴田委員 物価の問題は国民的に最も関心の高い問題であり、本格的に取り組むべきである。

会長 いくつかのケースで物価の動向が出ていたか

局長 現在のマクロ・フレーム第1次案では出ていた

(12)

いが、第2次案が出来つつあり、そこでは公害が物価に及ぼす影響とか、賃金の問題とかの賃金・物価ブロックを大分修正している。また国際収支、財政収支、物価、賃金といった重要なチェック・ポイントを実態面からも検討する必要があるので、例えば基幹資源型産業の生産機構、それと環境等の関係、あるいは需給問題をどう見るかをマクロモデルの計算結果とは別途に判断しなければならない。財政バランスについては社会保障の充実、社会資本の整備、あるいは財政、金融の姿、地方財政等について種々問題が出てくると思われる。国際収支については黒字がなかなか縮小しないようになっているが、それをある程度バランスする姿に持ってゆく政策をとる必要があろう。例えば、産業構造の変化、公害防除投資の強化、労働時間の短縮、賃金のアツプということから卸売物価の上昇、そして輸出物価の上昇という方向が一番大きな問題となる。それ以外の政策、つまり円対策を強化することに行ろう、さらに為替政策をどの

(13)

程度織り込むかという問題と併せて物価をどの位に抑え得るかということが重要な問題となるだろうが、これらはいずれもトレード・オフ関係になるので、現在企画委員会の方でだいぶ議論しているところである。

曾山委員 マネーフローに関してだが、郵貯・簡保積立金・厚生年金積立金等の原資の動向によって政府資金の動向はどうなるのか、又その分担の傾向はどうなるのか、従来のトレンドということでも説明されたが、例えば年金の賦課方式への移行あるいは積立金の運用利回りの変化等により、場合によっては政府資金の伸び率がトレンド以下になることも考えられるがどうか。

森岡計画官 従来のトレンドで延長しているわけではなく、郵貯あるいは積立金等は個人可処分所得と強い相関があるので個人可処分所得の動向によって郵貯が決定される仕組みになっている。しかし、御指摘のように、運用面における、公私両部門間への割振り、及び制度改正による積立金の変化等

(14)

については、いろいろな問題があり、その明細については数字で示していない。

柴田委員 計画の中で景気変動をどのように処理するつもりか。

局長 景気変動がどのような形をとるかということについては計画の段階では原則として規定しない。しかし実際問題として計画作成時期の景気の状態を考えない訳にはゆかないだろう。また景気変動そのものは避けられないため、その中を出来るだけ縮小するための政策は計画の中でも十分議論しておく必要がある。なお、景気変動はモデル上にある程度出ているが、従来からそれを書かないことが原則となっている。

谷村委員 資料の「国債依存度の国際比較」について御説明していただきたい。

森岡計画官 52年度の一般会計の国債依存度については、マクロの数字から一般会計の姿を規定する段階で種々の問題があるため、端数等については重要視するほどの正確さはない。また20%を

(15)

超えるような国債の依存度は諸外国の過去の例でも戦時とか非常に景気が悪い時期以外はみられる。特に現在検討されているようなかなり高いレベルの依存度を長期間続けるというような姿は諸外国にも例がない。お手元の資料はこれらのことを一覽的にしたもので細かい数字よりむしろ諸外国との比較において相当レベルが高いという点を御覽いただきたい。

分科会長 計画そのものにはどの程度の資料を入れるのか。

森岡計画官 貯蓄投資バランスについては、従来の計画に載せたことがあるが、現行計画にはなく、さらにマネー・フローの数字等について計画に入れるつもりはない。これらの資料は今後の政策のあり方問題点を議論していただく過程での資料のつもりである。

谷村委員 「各国の部門別資金不足」と一般会計に翻訳した場合の国債依存度とか、公共部門と企業部門のシェアの点で一致していないようだが、

森岡計画官 資料の制約上の点から同じベースで比較しにくい面がある。またご指摘の不一致は「資金不足」の方は公共部門全体であり、国債依存度の方は各国の中央政府のみをとりあげていることからくるものであり、今後、この点について検討を加えてゆきたい。

局長 ご指摘の点で、例えばイギリスについて云えば、*below the line* という一般会計から財投資金を供給する制度との関係だろうと思われる。各国共、日本と異った制度を持っているために起った問題であろう。

渡辺委員 遊休資源、遊休労働力がある限り、それに見合う国債の発行が可能かという問題と資源、労働力のシフトの問題があると思われるが、今後種々の計画が一斉にスタートした場合に計画相互間のバランスが非常に問題となると予想されるので、労働力等の需給についての検討が必要であろう。また地方財政の財源について従来は地方銀行を主体として地元で調達することが多かったが、

今后地方公券債を大いに利用することを採り入れていただきたい。

会長 計画全体の作成の進捗はどうなっているのか。

局長 分科会の中間とりまとめはだいたいまとまりつつある。計画素案はスケルトンに肉づけし、現在総論部分について企画委員会で議論され、つめの段階に入っている。この総論部分については局内、関係各省の意見を聞いてゆこうとしているところである。フレームの関係では、いま計算のやり直しがまとまりつつある。これらのほかには計画各論になる部分があるが、これについては分科会の意見とりまとめ等を織り込んで作成の作業中である。ノマ月ノイ日に総合部会懇談会を開き、総論とマクロ・フレームについて審議会としての第一次案をまとめていただき、出来ればその時に公表したいと考えている。そのあと日本列島改造問題の結論がノタ日、中央公害対策審議会の環境問題についての長期的目標もノイ日以後に出てくると思われるので、これらの意見や関係各省の意見

(18)

を織り込んで計画素案の修正作業を行ない、素案を固めてゆきたい。公共投資小委員会の作業についてもノマ月の中旬以降位に配分原案的なものを作つていただき、これらの作業を通じ出来る限り計画としてファイナルなものに持つてゆきたいが、公共投資、社会保障、税制など予算にかうんでくるものについては予算編成の過程を通じて調整を行ない、予算編成後、早い時期にまとめてゆきたい。予算委員会がおそらくノ月早々に開かれると思つたので、その前には計画を作つてしまいたいと思つている。

森岡計画官 次回は年内ノイ日から始まる週に行ないたいと思うが、議題等については会長と相談して決めるつもりである。

(19)

